

## 川崎市各区シンボルマーク使用承認要領

制定 平成17年4月1日

最終改正 令和6年12月27日(令和7年1月1日施行)

### (趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が川崎市各区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領においてシンボルマークとは、平成4年度各区区政推進事業により制定されたものをいう。

### (使用手続き)

**第3条** シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市各区シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を各区長に提出しなければならない。

2 各区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎市各区シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、各区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付すことができる。

### (遵守事項)

**第4条** シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する。

### (使用承認の基準)

**第5条** シンボルマークの使用の承認は、次の各号のいずれかに該当することが認められる場合に行うものとする。

- (1) 区の魅力を高め、広く発信する取組に使用するとき。
- (2) 区への愛着を醸成する取組に使用するとき。
- (3) 地域を活性化する取組に使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、各区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用しようとする場合
- (3) 営利を主たる目的とする活動に利用しようとする場合
- (4) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (5) 区が行う事業または、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (7) その他各区長が適当でないと認める場合

### (所管)

**第6条** この要領の所管は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課とする。

(その他)

**第7条** この要領実施のためその他必要な事項は各区長が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。